

## 産前産後休業に係る標準報酬定時決定の保険者算定についての留意点及び 申出書の記入例

毎年7月1日において現に組合員である方を対象として、4月から6月までの3月間の報酬の平均により標準報酬を決定します（要件ア）。この決定のことを、「定時決定」といいます。

決定した標準報酬は、原則として、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬となります。

令和4年9月の定時決定より、4月から6月までの間に産前産後休業を取得する場合は、通常の方法により報酬月額を算定を行うことが著しく不当であるときは、保険者算定を行うことができます。

この場合、「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額」により定時決定を行います（要件イ）。

この保険者算定を行うには、「産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書」の提出が必要です。

※ 産前産後休業とは、出産の日（出産の予定日後である場合は、出産の予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間（特別休暇の産前産後とされた期間）をいいます（ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替えます）。

なお、条例等により産前8週など、労働基準法第65条に規定する産前産後休業期間を超える長期の休暇が付与される場合であっても、対象となるのは原則出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間となります。

### 1. 提出書類

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

### 2. 保険者算定の要件

次の**ア**が**イ**を**2等級以上下回る**ことが要件となります。

- |   |
|---|
| <p><b>ア</b> 産前産後休業を取得する4月から6月までに受けた報酬の月平均から算出した標準報酬月額</p> <p><b>イ</b> 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額（当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。）の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額</p> |
|---|

### 3. 申出書の提出方法

#### （1）府費負担教職員の方

産前産後休業に係る定時決定の保険者算定の対象となる方に、当支部経理担当から標準報酬月額等を記載した申出書を本人あてに送付します（例年9月頃送付）。対象者で希望される方は、送付された申出書に署名の上、各自で当支部経理担当までご提出ください。

#### （2）府費負担教職員以外の方（市費負担教職員等）

申出書の枠内に必要事項を記入した後、各自で当支部経理担当までご提出ください。なお、**【給与支給機関記入欄】**については、各給与支払担当課まで記入をご依頼ください。様式については当支部ホームページからダウンロードして作成してください。

（「様式集（諸用紙のダウンロード）」→「掛金関係の様式」）

なお、P.4に計算例を記載しておりますので、参考にしてください。

#### 4. 留意点

**以下に該当する場合は、この保険者算定を行うことができません。**

- (1) 4月から6月までのいずれかの月に固定的給与の変動（勤務形態の変更、昇給、昇格、各種手当の認定、取消等）があり、7月から9月までのいずれかの月に随時改定が行われる場合
  - 例1) 4月1日付けで扶養手当が認定されたことにより、随時改定される場合
  - 例2) 前年度は育児短時間勤務で、4月よりフルタイム勤務となり、随時改定される場合
- (2) 4月から6月までのすべての月が休職等により算定基礎月から除外（※）され、従前の報酬月額により定時決定を行う場合
- (3) 雇用保険法の適用を受ける場合
- (4) 直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合

（※）以下に該当する月は算定基礎月から除外されます。

- ・支払基礎日数（報酬が支払われる日数）が17日未満の月
- ・報酬の一部が支給されない日が属する月（休職により、8割支給になる場合等）
- ・4月又は5月の月途中で資格取得した場合の取得月

この申し出を行うと、

- ▷ 育児休業手当金の給付額が高くなる見込みです。将来の年金給付額が高くなる見込みです。
- ▶ 次に標準報酬が決定されるまでは、申し出により決定した標準報酬に基づき、手当金の額や掛金等の額が計算されるため、復職後、給与から控除される共済掛金等の額も高くなる見込みです。

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

記入例

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ ハナコ	申出者 生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	公立 花子		
所属所	××市立××小学校	組合員等 記号・番号	1234567890
職名	教諭		
産前産後休業の期間 <small>(休業開始日は、出産日以前42日目(出産日が 予定日後であるときは、予定日以前42日目)(多 胎妊娠の場合は98日目)を、休業終了日には出 産日後56日目を記入。)</small>	休業開始日	令和〇〇年1月18日	
	休業終了日	令和〇〇年4月24日	
出産日	令和〇〇年2月28日		
出産種別	単胎・多胎		
<p>4月から6月までの間に産前産後休業を取得していない場合は対象外です。</p> <p>4月から6月までの間に産前産後休業を取得することか る産前産後休業法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額(以下「年平均額」という。)により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し上げます。</p> <p>公立学校共済組合大阪支部長様</p> <p>令和〇〇年10月1日</p> <p>申出者 氏名 共済 花子</p>			

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の標準報酬を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬」に該当する場合は、この標準報酬を算定するに用いることができます。なお、この標準報酬算定期間に産前産後休業を取得している場合の申出はできません。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この標準報酬を算定するに用いることができます。
- 産前産後休業とは、出産の日(出産の予定日または、98日)から出産の日後56日までの間において働かない場合に限る。)をいいます。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
  - 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間に産前産後休業を取得している場合
  - 雇用保険法の適用対象となる組合員の場合
- 標準報酬の月額とは、掛金(保険料)や各事業の給付の額を算定するに用いる標準報酬の月額を指し、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。

- 要件アが要件イを2等級以上下回ることが、この保険者算定の要件になります。
- ただし、P.2「4. 留意点」に該当する場合はこの保険者算定を行うことができません。
- 【給与支給機関記入欄】は各給与支払担当課へ記入をご依頼ください。

【給与支給機関記入欄】

4、5、6月の報酬の月平均(地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法による標準報酬)

短期給付	等級	標準報酬月額	要件ア	職等年金	等級	標準報酬月額
	20	260,000			17	260,000

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額による標準報酬

短期給付	等級	標準報酬月額	要件イ	職等年金	等級	標準報酬月額
	24	340,000			24	340,000

直近12月間の 標準報酬月額 (短期給付)	202302	340,000	202305	340,000	202308	340,000	202311	360,000
	202303	340,000	202306	340,000	202309	360,000	202312	360,000
	202304	340,000	202307	340,000	202310	360,000	202401	360,000

# 【計算例】

## 例①

出産日	令和6年6月29日
産前産後休業期間	令和6年5月19日～令和6年8月24日
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	410,000
令和5年9月 定時決定	380,000
令和6年9月 定時決定	340,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年6月	410,000
令和5年7月	410,000
令和5年8月	410,000
令和5年9月	380,000
令和5年10月	380,000
令和5年11月	380,000
令和5年12月	380,000
令和6年1月	380,000
令和6年2月	380,000
令和6年3月	380,000
令和6年4月	380,000
令和6年5月	380,000
年合計	4,650,000
年平均(年合計÷12)	387,500
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	380,000 (短期第22級)
令和6年9月 定時決定(ア)	340,000 (短期第20級)

### 結果

(ア)が(イ)を2等級以上下回っているため、申出可能

## 例②

出産日	令和6年4月1日
産前産後休業期間	令和6年2月20日～令和6年5月27日
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	260,000
令和5年9月 定時決定	260,000
令和6年9月 定時決定	240,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年3月	260,000
令和5年4月	260,000
令和5年5月	260,000
令和5年6月	260,000
令和5年7月	260,000
令和5年8月	260,000
令和5年9月	260,000
令和5年10月	260,000
令和5年11月	260,000
令和5年12月	260,000
令和6年1月	260,000
令和6年2月	260,000
令和6年3月	260,000
令和6年4月	260,000
令和6年5月	260,000
令和6年6月	260,000
年合計	3,120,000
年平均(年合計÷12)	260,000
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	260,000 (短期第16級)
令和6年9月 定時決定(ア)	240,000 (短期第15級)

### 結果

(ア)が(イ)を1等級しか下回っていないため、申出不可

## 例③

出産日	令和6年8月1日
産前産後休業期間	令和6年6月21日～令和6年9月26日
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	320,000
令和5年9月 定時決定	300,000
令和6年9月 定時決定	340,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年7月	320,000
令和5年8月	320,000
令和5年9月	300,000
令和5年10月	300,000
令和5年11月	300,000
令和5年12月	300,000
令和6年1月	300,000
令和6年2月	300,000
令和6年3月	300,000
令和6年4月	300,000
令和6年5月	300,000
令和6年6月	300,000
年合計	3,640,000
年平均(年合計÷12)	303,333
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	300,000 (短期第18級)
令和6年9月 定時決定(ア)	340,000 (短期第20級)

### 結果

(ア)が(イ)を上回っているため、申出不可

## 例④

出産日	令和6年2月20日
産前産後休業期間	令和6年1月10日～令和6年4月16日 (※定時決定の算定期間を基礎日数17日以上とし)
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	410,000
令和5年9月 定時決定	320,000
令和6年9月 定時決定	320,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年2月	410,000
令和5年3月	410,000
令和5年4月	410,000
令和5年5月	410,000
令和5年6月	410,000
令和5年7月	410,000
令和5年8月	410,000
令和5年9月	320,000
令和5年10月	320,000
令和5年11月	320,000
令和5年12月	320,000
令和6年1月	320,000
年合計	4,470,000
年平均(年合計÷12)	372,500
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	380,000 (短期第22級)
令和6年9月 定時決定(ア)	従前 320,000 (短期第19級)

### 結果

令和6年9月の定時決定が従前の標準報酬で決定された場合(留意点②)に該当するため、申出不可

## 例⑤

出産日	令和6年8月14日
産前産後休業期間	令和6年7月14日～令和6年10月9日
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	410,000
令和5年9月 定時決定	380,000
令和6年9月 定時決定	340,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年8月	410,000
令和5年9月	380,000
令和5年10月	380,000
令和5年11月	380,000
令和5年12月	380,000
令和6年1月	380,000
令和6年2月	380,000
令和6年3月	380,000
令和6年4月	380,000
令和6年5月	380,000
令和6年6月	380,000
令和6年7月	380,000
年合計	4,590,000
年平均(年合計÷12)	382,500
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	380,000 (短期第22級)
令和6年9月 定時決定(ア)	340,000 (短期第20級)

### 結果

産前産後休業が4月から6月の間にないため、申出不可

## 例⑥

出産(予定)日	①令和6年8月14日(予定日) ②令和6年8月4日(出産日)
産前産後休業期間	令和6年7月4日～令和6年10月9日(当初) 令和6年6月24日～令和6年9月29日(實際)
標準報酬決定状況	
令和4年9月 定時決定	410,000
令和5年9月 定時決定	380,000
令和6年9月 定時決定	340,000
産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額	
令和5年8月	410,000
令和5年9月	380,000
令和5年10月	380,000
令和5年11月	380,000
令和5年12月	380,000
令和6年1月	380,000
令和6年2月	380,000
令和6年3月	380,000
令和6年4月	380,000
令和6年5月	380,000
令和6年6月	380,000
令和6年7月	380,000
年合計	4,590,000
年平均(年合計÷12)	382,500
年平均から算出した標準報酬月額(イ)	380,000 (短期第22級)
令和6年9月 定時決定(ア)	340,000 (短期第20級)

### 結果

出産予定日と出産日が異なったことにより6月が産前産後休業期間に含まれ、かつ、(ア)が(イ)を2等級以上下回っているため、申出可能

標準報酬等級表（令和4年10月～）

短期給付等	等級		報酬月額		標準報酬の月額
	退職等年金給付	厚生年金保険			
第1級	-	-	63,000円未満		58,000円
第2級	-	-	63,000円以上	73,000円未満	68,000円
第3級	-	-	73,000円以上	83,000円未満	78,000円
第4級	第1級	第1級	83,000円以上	93,000円未満	88,000円
第5級	第2級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円
第6級	第3級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円
第7級	第4級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円
第8級	第5級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円
第9級	第6級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円
第10級	第7級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円
第11級	第8級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円
第12級	第9級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円
第13級	第10級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円
第14級	第11級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円
第15級	第12級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円
第16級	第13級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円
第17級	第14級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円
第18級	第15級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円
第19級	第16級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円
第20級	第17級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円
第21級	第18級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円
第26級	第23級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円
第27級	第24級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円
第28級	第25級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円
第29級	第26級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円
第30級	第27級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円
第31級	第28級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円
第32級	第29級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円
第33級	第30級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円
第34級	第31級	第31級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円
第35級	第32級	第32級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円
第36級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円
第37級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円
第38級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円
第39級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円
第40級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円
第41級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円
第42級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円
第43級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円
第44級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円
第45級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円
第46級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円
第47級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円
第48級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円
第49級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円
第50級	-	-	1,355,000円以上		1,390,000円